

仕 様 書

1 自動販売機（飲料）の設置条件

- (1) 省電力やノンフロン対応等環境に十分配慮した機器であること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネルギー基準を達成している機器の使用に努めること。
- (3) 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。また、キャッシュレス決済対応の機種であること。

- (4) 自動販売機（飲料）の運転に必要な光熱水費については、電力等使用量計測用メーターを設置し、全額事業者の負担とする。

また、自動販売機（飲料）等の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用についても全額事業者の負担とする。

- (5) 給水方式は水道直結方式とし、市において設置している壁面の水道水配管を利用するものとする。なお、水道直結工事について、市設置の元栓以降の自動販売機（飲料）に至る配管については、事業者負担にて施工すること。

なお、市設置の排水設備への接続工事については、事業者負担にて施工し、市設置の排水設備を利用しない場合は、内部タンク式など、水道工事不要で排水可能であること。

- (6) 販売品目は、清涼飲料水、お茶、コーヒー、紅茶等のカップ式飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行うこと。

- (7) 販売価格は市場価格に準じ、適正な価格を設定すること。
- (8) 自動販売機（飲料）を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (9) 入札及び契約事務に関する関係法令、規則、募集要項、入札者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

- (10) 自動販売機（飲料）の搬入及び撤去の作業時間及び経路については、市の指示に従うこと。

2 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

- (2) 自動販売機（飲料）に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

なお、回収ボックスが一杯にならないよう定期的に回収し、ボックスが一杯になった場合は市からの要請により回収を行うこと。

- (3) 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び搬出経路については、市の指示に従うこと。

- (4) 自動販売機（飲料）の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。

- (5) 自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーターを設置する際は、据付面を十分に確認し、転倒防止対策を施すものとする（設置方法等は市と協議）。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (6) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

- (7) 自動販売機（飲料）の故障や問い合わせ、苦情等については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において誠実に対応すること。

- (8) 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機（飲料）を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに市に書面により通知しなければならない。この場合、納入済みの貸付料は還付しない。

3 自動販売機（飲料）の設置場所

別添自動販売機（飲料）設置場所のとおり。

4 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状に回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を市に請求することができない。

5 売上状況等の報告

設置事業者は、本件賃借に係る自動販売機（飲料）の各設置場所における毎月の売上本数（単位は本）及び売上金額（単位は円）を記録し、市の指定する期日までに、市に報告すること。

6 その他

事業者は、設置をする自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーターのカタログ及び配置図を事前に提出すること。